

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国民健康保険課

国民健康保険は、経済的な負担能力に応じて賦課する応能割とその世帯が負担することとなる応益割が採用されており、地域保険として被保険者全体で支える制度ですので、応能割のみの保険税率とすることはできないところです。

なお、応益割が所得の低い方に負担となることから、7割、5割、2割の軽減が適用される制度があり、低所得の世帯の税負担の軽減を図っているところです。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国民健康保険課

子どもの均等割減免については、本市独自での導入は考えておりませんが、国による早期の制度創設について、引き続き、全国市長会を通じて、要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国民健康保険課

本市の国民健康保険は、埼玉県国民健康保険運営方針のもと、一般会計からのその他繰入金に頼ることなく、自立した健全な財政運営に努めてまいりたいと考えています。

したがって、一般会計からの繰入の増額については、考えていないところです。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 国民健康保険課

国民健康保険税は、解雇など失業者の特例の軽減制度があることから、独自の減免制度の拡充は考えておりません。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 国民健康保険課

災害時の減免基準の拡充は、現在のところ考えておりませんが、広域化したことに伴

い、県内の減免基準を伺いながら考えてまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療のためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 国民健康保険課

国民健康保険法第 44 条及び久喜市国民健康保険に関する規則に規定されております一部負担金の減免につきましては、市の取扱いを定めた「久喜市国民健康保険一部負担金の減額、免除又は徴収猶予事務取扱要綱」に基づき対応しております。

生活保護基準を目安とした減免基準につきましては、減免対象者の収入額の要件として、生活保護基準の 1.2 倍以下としているところです。

一部負担金減免制度の拡充については、広域化に伴い、県内の状況を見ながら、制度の在り方を検討しているところです。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 国民健康保険課

被保険者の生活実態に即して適正に実施するため、必要最小限で簡易な申請書類となっております。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 収納課

国民健康保険税を滞納している方につきましては、まずは納税相談を行っていただき、個々の状況に応じた納付計画を立てていただくことが重要であると考えております。そのため、督促状送付後も納付がない方に対しましては、電話や文書により催告を行い、納税相談を行っていただくよう働きかけております。

納税相談においては、相談者の収入や支出、財産の状況などを詳しく聞き取り、一括納付が困難と認められる場合には分割納付などで対応し、生活困窮と認められる場合には、法に基づき滞納処分の執行停止を行うほか、状況により生活保護担当課への相談を案内するなど、関係課と連携を図りながら対応しております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 収納課

国民健康保険税の未納に対する差押等の滞納処分につきましては、督促や催告を行っ

ても納付や納税相談を行っていただけず、財産調査の結果、納税資力があると認められる場合に実施しております。

差押を行うにあたっては、できるだけ滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える影響の少ない財産を選択するとともに、給与等の場合には、法に定められた生計維持費を考慮して実施しております。また、預金等の場合には、生計維持費について法の定めはありませんが、当該預金口座が給与等の振込口座であり、かつ、他に収入がないような場合には、給与等に準じて生計維持費を考慮のうえ差押を行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 国民健康保険課

資格証明書や短期保険者証の発行については、納税相談等の機会を確保し、国民健康保険事業の適正な運営と負担の公平を図る上で、必要なものと考えておりますことから、対応の変更は考えておりません。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 国民健康保険課

短期保険者証の方に、窓口や電話での納税相談の機会を確保しておりますが、窓口留置ままとする対応は取っておりません。

なお、居所不明などの理由により、被保険者証が届かない場合があるところです。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 国民健康保険課

資格証明書は、国民健康保険法第9条第6項の規定に基づき、被保険者証に代わり交付するもので、被保険者資格を有することを証明するものです。

資格証明書で医療を受ける場合は、医療費の全額を一旦自己負担することになりますが、支払った医療費は、後日、市役所に申請することによりまして、本来の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができますものとなっています。

交付の対象の方は、短期被保険者証の交付を受けている世帯のうち、保険税の納期限から厚生労働省令で定める期間（1年）が経過するまでの間に納付がなく、かつ現年度の保険税の均等割額軽減判定所得が250万円以上で、納付誓約に応じない世帯としております。

なお、65歳以上の被保険者のみで構成されている世帯、高校生以下の被保険者が属する世帯などは対象としておりません。

交付の目的は、国民健康保険事業の適正な運営と負担の公平を図ることであり、そのための納税相談等の機会の確保であると考えております。特別の事情が無く、担税力があるにもかかわらず、納付の意思のない悪質な滞納者に対しましては、他の納税者との負担の公平を図るためにも、資格証明書を交付してまいります。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 国民健康保険課

本市の国保運営協議会の委員のうち、第1号委員の被保険者代表(5名)については、公募のうえ選任いたします。広報誌及びホームページにおいて公募を行いましたので、公募者の中から、公募選考委員会において選考いたします。

2号委員の医師、歯科医師、薬剤師代表については、各団体の推薦により選任いたします。

3号委員の公益代表については、有識者という位置づけでございますが、旧1市3町のバランスを考慮し、選任いたします。

4号委員の被用者保険等代表につきましては、被用者保険の推薦により選任いたします。

このように、各方面から幅広いご意見を伺えるよう、配慮してまいりたいと考えております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国民健康保険課

本市の国民健康保険運営協議会は、公開となっておりますので傍聴可能でございます。会議の日程は、市ホームページや市内公共施設の市民参加コーナーでお知らせしております。また、議事録につきましても、市ホームページ上で公開しております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 国民健康保険課

本市では、平成24年度より本人負担をなくしているところでございます。

② (特定検診の)実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 国民健康保険課

特定検診は6月から12月の7カ月間、実施しております。

また、翌年の1月からは未受診者対策を実施し受診率の向上を図っております。

検診項目につきましては、定められた検診項目を実施しております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 人事課

職員の採用に当たっては、定員の適正化や限られた予算の中で、退職に伴う欠員補充や、担当課の事業内容、事務量等を踏まえ、適切に実施しているところでございます。

今後につきましても、保健師の採用についてはこれらのことを踏まえた上で、必要に応じて対応していきたいと考えております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 国民健康保険課

個人情報の管理については、関係する職員以外、検診した内容が外部に漏れないよう徹底した管理を行っております。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 国民健康保険課

本市における後期高齢者医療制度の被保険者については、資格証明書および短期被保険者証の交付を受けている方はおりません。

また、短期被保険者証及び資格証明書の交付にあたっては、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図って適切に対応してまいりたいと考えております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 国民健康保険課

健康診査及び人間ドックの受診促進を図るため、後期高齢者医療保険料通知書に、リーフレットを同封し、周知を図っています。

また、新たに後期高齢者医療制度に該当になった方へは、保険証に健康づくりのリーフレットを同封しています。

保養施設の利用助成は、平成23年度から大人一人当たり3,000円の助成をしています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 国民健康保険課

本市では、後期高齢者医療被保険者を対象とした健康診査を、埼玉県後期高齢者医療広域連合の受託により実施しており、利用者の自己負担額は無料となっております。

また、人間ドックの助成金は被保険者1人につき、1会計年度1回とし、当該年度内に受診したものに限り最大28,000円の助成をしています。

平成28年度から健康長寿歯科健診を埼玉県後期高齢者医療広域連合で実施しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 高齢者福祉課

平成30年度における地域支援事業費の決算見込額は、4億993万61円となります。第7期介護保険事業計画の平成30年度見込額と比較すると1,452万7,939円少なくなっていますが、この地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費についての決算見込額は2億2,947万5,292円で、同計画の平成30年度見込額と比較した場合、1,717万1,292円増えています。

第7期介護保険事業計画における主な地域支援事業の利用見込人数と平成30年度の利用実績人数を比較すると次のとおりとなります。

事業名	平成30年度利用見込人数	平成30年度利用実績人数
訪問型介護予防事業	328人/月	221人/月
通所型介護予防事業	442人/月	310人/月
介護保険相談員派遣事業	延べ1,400件	延べ1,686件
配食サービス	延べ57,000人	延べ48,817人

以上のことから、第7期介護保険事業計画の1年目としては、おおむね計画どおりの推移であったと考えています。

なお、地域支援事業費の利用量が予算額を超えることが見込まれる場合には、適切な時期に補正予算を計上するなどして、地域で生活する高齢者のために事業の円滑な執行に努めます。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

総合事業のうち、多様なサービスとなる「緩和した基準のサービスA」につきましては、本市では総合事業実施要綱に規定しているところですが、これまでのところサービス提供を行う事業者はいない状況です。

サービスAにつきましては、民間企業や社会福祉法人、社団・財団法人、NPO等が担い手として考えられるところですが、サービス内容等を勘案しますと、既存の介護事業所による実施が現実的な選択肢になるものと考えています。担い手づくりとして、市内事業者を中心にサービスAの実施等について周知を図っていきたいと考えています。

なお、「住民主体によるサービス支援」である、いわゆる「サービスB」につきましては、サービス提供時における事故が発生した場合の対応などの課題があると考えており、実施については当面は考えていません。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】 高齢者福祉課

本市では、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しましたが、総合事業のサービス利用にあたっては現行相当基準で実施しています。

引き続き制度の適正な運営を行い、要支援者が必要なサービスを利用できるよう努めてまいります。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 高齢者福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業における現行相当の訪問型サービスにつきましては、総合事業移行前の予防給付と同等の質を確保して適切に運営しております。サービスの単価につきましても、介護給付における報酬を基準として設定しているところです。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

高齢者の在宅生活を支えるためには、身体機能の向上だけでなく、見守り、配食、外出支援、交流の場など、多方面からの支援が必要です。また、必要な医療や介護を住み慣れた地域で安心して受けられるようにするために、地域包括ケアシステムの構築において在宅医療と介護との連携も重要であると考えています。

本市では生活支援サービスとして、配食サービス、緊急時通報システム、日常生活用具購入費助成事業などがあります。

また、定期巡回24時間サービスを提供する事業者が、本市に1事業所あります。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

認知症の方や認知症の方にかかわる方に対する施策としては、オレンジカフェ、脳の若返りプログラム、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者声かけ模擬訓練のほか、認知症総合支援事業として、認知症初期集中支援チームの設置や、もの忘れ相談などを実施しています。また、令和元年度より、徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール

を作成し、徘徊高齢者等の早期発見、家族への連絡・引き渡し等がスムーズに行える体制づくりに努めています。

認知症サポーター養成講座は、毎年 1,000 人以上の方が受講されており、認知症への理解をしていただいているところですが、受講された方などに認知症高齢者声かけ模擬訓練を体験していただき、認知症の方の見守り方などの実践訓練を行っていただいています。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 介護保険課

定期巡回・随時対応サービスを利用する上で、要介護者が安心して在宅生活を送るためには、一日の定時対応の訪問介護について一定回数以上確保されることや、要介護者等からの随時の支援要請に対し、夜間、深夜、早朝にも迅速にサービス提供が行われることなどが重要であり、訪問介護員等を安定的に確保していくことが必要です。本市では、地域密着型事業所として平成 24 年に 1 事業所の指定を行っており、今後も当該事業所と連携を図りながら、サービス提供体制の充実に努めていきたいと考えています。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 介護保険課

介護職員の処遇改善については、「現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。」との内容で、平成 30 年 6 月 6 日に全国市長会において提言として取りまとめ、同年 6 月 29 日に全ての国会議員及び関係府省等に提出し、その実現方について要請をしています。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 介護保険課

国では、平成 31 年 4 月から特定技能の在留資格を設定し、生産性向上や国内人確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあり、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野の一つに、介護分野が含まれることを示しました。さらに、外国人の受け入れに当たっては、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たるなど、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めていく考えを示しています。

今後、国が主導して介護分野における外国人材の担い手の養成や受け入れが行われることになると考えていますが、市内の介護事業者等から随時情報収集を行うなど、状況の把握に努めていきたいと考えています。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 介護保険課

国や県から研修会等の開催案内があったときは、その都度、市内の介護事業所に情報提供しています。

また、市が地域密着型事業所として指定しているグループホームやデイサービス等の運営推進会議に出席した際に、管理者等から職員が対応に苦慮している事例があるかなどを伺ったり、市が直接通報を受けた場合は、事業所を訪問して聞き取りを行うこともあります。

平成 31 年 4 月 10 日に、国から「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が示されており、本市としてもホームページ等を活用して、市内の事業者等に広く情報提供していきたいと考えています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 介護保険課

特別養護老人ホームについては、平成 27 年度に 2 施設 200 床を整備したほか、平成 30 年 4 月、平成 31 年 4 月にそれぞれ 1 施設 120 床の整備を行いました。令和元年 5 月時点の市内特別養護老人ホームの入所待機者は延べ 262 人となっていますが、本年 4 月に開設した施設への入所手続きが進むことで、今後、待機者数は減少していくと考えています。

こうして本市の介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの整備目標を達成したことから、今後の新たな施設整備計画はありませんが、引き続き入所待機者数を定期的に把握し、状況に応じて検討していきたいと考えています。

また、小規模多機能型居宅介護につきましては、地域密着型事業所として現在 2 施設を指定しており、今後は、複合型サービスである看護小規模多機能型居宅介護を 1 施設整備していきたいと考えています。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 介護保険課

施設入所者の負担限度額認定の仕組みとして、市民税非課税で一定所得以下の方などについては、自己負担額の上限を設定していますが、その中で居住費については、施設の形態（従来型多床室やユニット型個室など）により、請求額に差が生じることとなります。国により、新設の特別養護老人ホームでは、ユニット単位でのケアを優先することとされており、居住費 1 日当たりの自己負担額は、従来型多床室の 0 円から 370 円に対し、ユニット型個室では、820 円から 1,310 円となっています。

特別養護老人ホームにおける従来型多床室の必要性は高いと考えており、平成 31 年 4 月に本市に開設された新設の特別養護老人ホームでは、120 床のうち従来型多床室を 40 床設定しています。

(3) 要介護 1・2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 介護保険課

平成 29 年 3 月 29 日付の厚生労働省通知に基づき、埼玉県が策定した「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」が改正され、「要介護 1 又は 2 の方から特例入所の申し込みがあった場合、要介護 1 又は 2 であることをもって申し込みを受け付けないとする取り扱いは認めないものとする」と明記されています。

このため、本市では、改正後の指針に基づき適正に取り扱われるよう、市内の各特別養護老人ホームに通知を行っております。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 介護保険課

保険者機能強化推進交付金については、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援することを目的に創設されました。本市の平成 30 年度の交付金額は、18,003,000 円で、介護予防を目的とした各種事業（運動教室、健康相談、口腔機能向上、認知症予防など）の充実のために活用しています。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】 介護保険課

保険者機能強化推進交付金の算定基準が明確に示されていないことに加え、国が示している令和元年度の評価指標が一部変更されており、交付金の額を見込むことが難しい状況です。

なお、交付金の使途については、平成 30 年度と同様に、介護予防を目的とした各種事業（運動教室、健康相談、口腔機能向上、認知症予防など）の充実のために活用していきたいと考えています。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 介護保険課

介護サービスの利用については、サービス内容や今後の目標等を記載したケアプランの作成が義務付けられており、ケアマネジャー等により、最も適切なサービスの組み合わせについて検討がなされるものです。このため、要支援・要介護認定者の介護サービス等の利用については、ケアマネジャー等が利用者の心身の状態や生活環境等を把握した上で、利用者、家族、サービス提供事業者等と話し合い、様々なサービスの中から利用者の選択に基づき、その方に適したサービス提供が行われているところと認識しています。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 介護保険課

第1号被保険者の介護保険料は、介護を必要とする方のサービス利用に必要な介護給付費等の見込額から、介護保険法等の法令に定められた負担割合に基づいて算定するため、介護給付費等の増減に影響することになります。

このため、介護給付費等が増えていくことを抑制する介護予防事業等に積極的に取り組むことが重要であり、本市では、65歳以上の方を対象としたはつらつ運動教室などを推進しています。この効果により、平成30年度から令和2年度における本市の介護保険料の基準月額が4,802円となっており、全国平均の5,869円より低い水準となっています。

なお、国から保険料減免分に対する一般財源の繰入は適当でないことが示されているため、そのような対応は考えておりません。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 介護保険課

平成31年3月に、国から消費税を財源として低所得者の介護保険料を軽減する仕組みを設けることが示されました。このことを受け、本市では、令和元年度の介護保険料について、市民税非課税世帯に属する方を対象に、軽減を実施しています。

保険料段階	平成30年度保険料	令和元年度保険料
第1段階	25,900円	21,600円
第2段階	37,400円	30,200円
第3段階	40,300円	38,800円

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 介護保険課

滞納者への対応については、毎年3回催告書を送付し、随時、窓口での納付相談を受け付けているほか、年2回ほど、休日に納付相談窓口を開設しています。来庁できない場合は、電話での相談も受け付けています。

また、非常勤特別職として保険料収納推進員を4名採用し、自宅を訪問して生活状況等を伺い、納付誓約や可能な範囲での分割納付などをお願いしているところです。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 介護保険課

本市では、第7期介護保険事業計画における基本方針を「地域包括ケアシステムの深化・推進」と設定しています。高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で自分らしく、介護が必要になっても、安心して暮らしていけるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援を包括的に確保するための地域づくりを進めていくもので、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していきたいと考えています。

第7期計画の初年度である平成30年度の総給付費の計画値約94億円に対し、実績値は約89億3千万円となりました。これは、市内全体でボランティアを含め毎週千人以上が参加しているはつらつ運動教室などの介護予防事業を実践していること、新たな特別養護老人ホームの開所時期が平成30年11月から平成31年4月にずれ込んだことなどが影響したと考えています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 介護保険課

住民税非課税世帯に属する方が居宅介護サービスを利用した際に、経済的負担の軽減を図るため、サービス利用時の自己負担金の2分の1又は4分の1を助成する本市独自の制度を設けています。介護給付費等の請求に基づいて対象者を把握し、市から申請書を郵送しています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

平成30年度の市及び地域包括支援センターにおける高齢者虐待の相談・通報件数は88件でした。このうち、養護者による虐待は87件、施設従事者による虐待は1件で、事実

確認調査等の結果、虐待があったと判断した件数は 50 件でした。

平成 30 年度に虐待があったと判断したもののうち、即時入院等に至る重篤なケースはありませんでしたが、数年前から不適切な環境で生活されているケースなどもございます。このような場合は、市及び地区を担当する地域包括支援センターやその他の関係機関が、高齢者やそのご家族それぞれに関わりを持ちながら、随時、情報交換や支援方針決定のためのケース会議を開催しております。

高齢者虐待に至るきっかけは様々ではありますが、認知症の方に対する不適切な対応や、家族全体が近隣と関わりを持たない関係等が影響を与えているケースが多く見受けられます。

そのため、認知症に対する正しい知識とその対応方法を市民の皆様に理解していただくことや、近所づきあいの中での声かけ等が虐待防止に有効であると捉えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、地域生活支援拠点の整備に向け、平成 30 年度より久喜市自立支援協議会専門部会において視察研修や勉強会などを行ってきました。

今年度も引き続き、久喜市自立支援協議会専門部会において、関係機関・事業所による意見交換や協議を行う予定です。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、地域の実情を良く知る様々な立場の方からのご意見を伺いながら、行政職員も一緒に地域生活支援拠点の整備について協議、検討することが重要と考えております。

このようなことから、久喜市自立支援協議会地域づくり部会には、地域の障害福祉サービス事業所だけでなく行政職員も参加しているところです。

引き続き、行政職員と地域の障害福祉サービス事業者等の皆様との協働により久喜市の実情に応じた地域生活支援拠点の整備について協議、検討を続けてまいりたいと考えております。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

国では、地域生活支援拠点の整備手法として、複数の機能を集約した施設を中心とする「多機能拠点整備型」と地域の複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の 2 つを提示しており、市町村は、それぞれの地域の実情に応じた手法により整備することとなっております。

久喜市では、久喜市自立支援協議会地域づくり部会における協議、検討の内容を参考

に、久喜市の実情に応じた地域生活支援拠点の整備について検討をしてみたいと考えております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 障がい者福祉課

現在、久喜市自立支援協議会地域づくり部会には、当事者の身近な存在として支援をしている障害福祉サービス事業者の皆様に参加していただいておりますので、そのような方々の声を参考に地域生活支援拠点の整備について検討をしてみたいと考えております。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 障がい者福祉課

本市におきましては、各地区の担当ケースワーカーが障がいのある方やその家族の状況等を聞き取りする中で、施設入所の他、グループホームへの利用希望についても把握し、できる限りご希望に沿えるよう、市内外を問わず、施設等との連絡調整に努めているところでございます。

また、相談支援の質の向上と関係機関のネットワークの構築を図るため、相談支援事業の中核的な機関として、「久喜市基幹相談支援センター くきかん」を設置し、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、平成30年3月に、第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画を策定し、第5期久喜市障がい福祉計画のなかで、入所施設やグループホームなどの今後の見込み量等を定めており、グループホーム等の

整備促進を掲げ、その推進に努めています。

具体的な取り組みとしましては、民間事業者やNPO法人等から新たな障害福祉サービスの設置を前提とした需要見込み等の問合せがあった際には、生活介護や共同生活援助、短期入所等が不足していることをお伝えし、市内において新たな事業所を設置していただくことについて、積極的に検討していただくようお願いをしております。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 障がい者福祉課

全国的に在宅で障がいのある方と生活をともにしている家族の高齢化が進み、高齢者が障がい者を介護している実態もある中で、親亡き後の子どもの将来に不安を抱えながら暮らしているという課題があることは認識しているところでございます。

本市におきましては、各地区の担当ケースワーカーが障がいのある方やその家族の状況等を聞き取りする中で、生活や介護の状況などの実態把握に努めているところでございますが、このような課題に対応するためには、国が促進している地域生活支援拠点の整備も1つの方法であり、令和2年度末までに、その整備に向けて検討する予定でございます。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 障がい者福祉課

埼玉県では、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考え方にに基づき、重度心身障害者医療費助成制度に所得制限を導入しております。

県の所得制限の導入目的が、公平性を図る観点から負担能力のある方に相応の負担をお願いすることであることから、本市におきましても、県の考え方にに基づき、所得制限を導入しているところです。

また、65歳以上で障がい者となった方を対象から外す年齢制限や、医療費の一定割合を負担していただく一部負担金については制度を維持していくために必要なものであることから、引き続き実施してまいりたいと考えております。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、重度心身障害者医療費受給者の利便性向上を図るため、市内の医療機関及び調剤薬局については平成24年10月診療分から、市内の接骨院等については平成29年4月診療分から現物給付方式を導入しております。

この助成は県の補助を受けて実施しておりますが、本市では、入院時の食事療養費の一部負担金についても独自に助成を行うなど、いわゆる上乘せによる対応を行っており

ます。

また、保険制度に基づく高額療養費や付加給付の該当があった場合は、これを控除する必要がありますが、現物給付方式を導入している市町村において、その対応方法や手順等に違いが生じているところです。これは、社会保険組合によって付加給付の対応等が異なるなど、各市町村が各社会保険組合と調整しながら対応してきたことによるものです。

このような現状を踏まえると、現物給付方式を広域的に実施することは、難しいのではないかと考えているところでございます。

また、近隣市町村・医師会への働きかけにつきましては、現在のところ実施する予定はございません。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 障がい者福祉課

埼玉県では、重度心身障害者医療費助成制度の補助対象の見直しを行い、平成27年1月1日から精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方を対象に加える一方、国の自立支援医療と同様に、入院費用を対象外としております。県の見直しを行った目的が、退院可能な入院患者の地域生活への移行を促進することであることから、本市におきましても2級の方も対象とすることは、現時点では考えておりません。

ただし、精神障害者保健福祉手帳2級の方であっても、64歳までに手帳を取得し、現在65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方につきましては、制度の対象として対応しているところでございます。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、埼玉県障害者生活支援事業補助金の交付を受けて、久喜市障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

本市における生活サポート事業の利用時間数は、障がい者1人当たり年間上限150時間とし、障がい者及びその家族の必要に応じて、迅速・柔軟なサービスを提供しております。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 障がい者福祉課

生活サポート事業以外のサービスを受けることができない等の場合につきましては、利用者や事業者からのご相談により、個々の状況を伺いながら、生活サポート事業のサービスが受けられるよう調整をしているところでございまして、市は利用者が真に必要なサービスを必要な時間受けられるよう設定しているところであり、そのために必要な調整も行っているところでございます。

このようなことから、利用時間の拡大等については考えておりません。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 障がい者福祉課

利用料については、埼玉県の補助基準額に基づき設定しているため、障がい児については所得に応じて差額補助を設定しておりますが、現時点ではそれ以上の負担軽減について取り組むことは考えておりません。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 障がい者福祉課

障害児（者）生活サポート事業は、埼玉県独自のサービスとして、障害者総合支援法や児童福祉法等による法定サービスを補完する位置付けであると認識しております。

平成28年5月に改正が行われた障害者総合支援法及び児童福祉法により、平成30年4月から地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）が追加されるなど、法定サービスの充実が図られております。

このため、障害児（者）生活サポート事業に関する県補助の増額及び低所得者負担の応能化につきましても、現時点では取り組むことは考えておりません。

5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市の福祉タクシー利用料助成事業、自動車燃料費助成事業につきましては、身体障害者手帳1～3級、療育手帳④～B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方を対象としており、福祉タクシー利用料助成事業につきましては、介助者付き添いであっても利用可能です。

これらの事業に関しましては、対象者に福祉タクシー券または自動車燃料券のいずれかを選択していただき、所得や年齢に関係なく助成しているところでございます。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

県内の市町村間におきましては、対象者や助成する券の枚数等に差異はありますが、それぞれの地域の実情によるものと考えております。

本市におきましても、対象者や助成券の枚数等、これまでの経過も踏まえ、引き続き本事業を継続していくものと考えておりますが、市単独事業のため、近隣市町村との連携や県への働きかけを実施する予定はございません。

6、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えて

ください。

【回答】 社会福祉課

本市の要援護者見守り支援事業につきましては、『災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら、避難することが困難な者で、一連の行動において第三者の支援を必要とする方々』を名簿登録の対象者としております。

ご家族と同居されている場合でも、日中若しくは夜間に独居状態となる高齢者の方や「要介護3以上」「身体障害者手帳1級・2級」「療育手帳④・A」「精神障害者手帳1級」「難病患者」「障害支援区分3以上の方」に該当される方、妊産婦や外国人の方についても名簿登録の対象となります。

また、上記以外の方につきましても、介護や行動の補助など何らかの支援を必要とされる方は対象となります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 社会福祉課

福祉避難所は収容人数に限りがあり、要配慮者全ての方が避難することは困難です。

また、災害発生時において状態の変わる方がいる可能性もあります。真に配慮の必要な方が福祉避難所に入れないという事態にならないよう、より配慮の必要な方に福祉避難所で避難生活をしていただくため、災害時において個々の状況の確認が必要と考えます。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 社会福祉課

救援物資については、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情により在宅避難や車中での避難を余儀なくされる方々も支援の対象と考えております。

そのような方々には、近くの避難所において避難者カードに記入していただき、食料等の物資を受け取りに来ていただくことで、避難者と同様の支援が受けられます。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 社会福祉課

避難行動要支援者の情報は、支援を行う上で不可欠ですが、市民の個人情報であるため、厳密な管理が求められております。

本市では、個人情報保護の管理徹底について、地域関係機関である区長会、民生委員・児童委員協議会及び自主防災組織の代表者と「久喜市要援護者見守り支援事業に関する覚書」を取り交わしており、本人より同意が得られている事項については、平時よりこれらの地域関係機関に情報提供しております。

なお、災害発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認める時は、本人の同意に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、消防や警察等の公的機関をはじめ、支援に関係する機関に対し情報を提供することとしております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育課

4月1日時点での入所保留者数は109人、内37人は求職活動を休止している者、50人は特定の保育園等を希望している者であり、待機児童数は22人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育課

定員の弾力化を行った市内保育所等は24園で、平成31年3月時点での弾力化による受け入れ児童総数は、0歳児14人、1歳児41人、2歳児47人、3歳児23人、4歳児30人、5歳児24人となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育課

待機児童の解消に向けた取り組みといたしましては、久喜市子ども・子育て支援事業計画等に基づき、計画的に整備を行っております。

平成30年度におきましては、幼保連携型認定こども園へ移行を行った園が1園、新規開設された小規模保育事業所が3園、その他移転増改築による定員拡大をした園が2園ございまして、利用定員の拡大は、166名となっております。

令和元年度におきましても、引き続き待機児童の解消に向けて、既存園の定員拡大や施設整備等により定員拡大を行う予定でございます。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育課

医師の診断書等に係る障がい児を受け入れる施設については、令和元年度に既存の市単補助金を1人当たり3万円増額することにより、障がい児保育の支援に努めているところです。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育課

現在、認可外保育施設を認可施設に移行する計画はございません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育課

保育士確保につきましては、「処遇改善等加算Ⅰ」及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算「処遇改善等加算Ⅱ」を活用することにより、保育士の賃金改善やキャリアアップの推進が図られるものと考えております。

このようなことから、市内の保育所等がこれらの加算を積極的に活用できるよう、令和元年度におきましても、当該制度に係る市独自の説明会や個別相談会等を実施し、保育士等の処遇改善を図るとともに、保育士等の確保につなげてまいりたいと考えております。

また、令和元年度から、市内保育事業所の安定的な人材確保と運営を支援するため、新規の保育士等を雇用する市内の保育事業所に、当該事業所が雇用者に支払う「就労支援金」の一部を市単独で補助しています。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 保育課

10月からの無償化に伴い、これまで支払っていた保育料より副食費の実費徴収が高くなる世帯については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）の趣旨を踏まえ、その差額を市単独補助することについて検討しております。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育課

指導監督につきましては、市で定めた指導監督要綱に基づき、市内の認可外保育所を対象に年に1回、法その他関係法令、関係通知等の遵守状況及び最低基準等の実施状況について立入監査するとともに、必要な助言及び指導を行うことにより、適正な施設運営の確保に努めているところでございます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育課

本市におきましては、今後も保育需要が見込まれているため、現段階においては、保育施設等の統廃合をする予定はございません。

また、保護者が育児休業を取得する場合の対応につきましては、本市では、産前6週よりも前から保育施設等に入所中の児童の保護者が育児休業を取得する場合、必要な手続きを行っていただくことで入所中の児童の保育継続を認めているところでございます。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 保育課

本市の放課後児童クラブに待機児童はおりませんが、設備の基準を超えて児童の受入れを行っているクラブはあります。

このため、段階的に施設整備を進め、今年度については、放課後児童クラブの移設整備を行う予定でございます。

今後の利用児童の見込みや利用状況などを検証しながら、定員を大幅に超える施設につきましては、引き続き、計画的に施設整備を進めてまいりたいと考えております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 37 市町（63 市町村中 59%）、「キャリアアップ事業」で 23 市町（同 37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 保育課

支援員に対する処遇につきましては、各指定管理者や業務受託事業者に対して、放課後児童クラブの利用状況に応じた適正な配置をお願いするとともに、各指定管理者及び業務受託事業者において、職員給与等の規定を定めるなどし、適正な雇用に努めていただいております。

本市としましても、支援員の処遇を改善し、支援員のなり手を増やすため、今年度については「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を行う予定でございます。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 保育課

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」については、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保証するための基準であり、今後の学童保育需要の拡大等により、その水準も改正されることもありうるかと考えております。

本市におきましては、今後も厚生労働省の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、適切な保育が出来るよう指導してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 子ども未来課

本市の子ども医療費支給事業につきましては、通院・入院ともに15歳年度末まで拡大するとともに、市内指定医療機関における保険診療医療費の窓口払い廃止を実施してきたところです。

子ども医療費支給事業の対象年齢を18歳年度末まで拡大した場合、相当な財政負担が継続的に生じることとなりますので、難しいものと考えております。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 子ども未来課

子ども医療費助成制度につきましては、全国的に実施されており、自治体の規模や財政状況等による格差が生じないよう、国の責任において制度化する必要があると考えておりますことから、全国市長会を通じて国に対し十分な財政措置を講じられるよう要望しております。また、埼玉県の乳幼児医療費支給事業補助金につきましても、県市長会を通じて県に対し補助対象年齢の拡大を要望しているところでございます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】 生活支援課

本市におきましては、市役所本庁舎及び総合支所、並びに久喜市社会福祉協議会の相談窓口「保護のしおり」を配架しております。

「保護のしおり」の記載内容につきましては、生活保護制度の趣旨をはじめ、その内容をわかりやすく、かつ正しく伝えられるよう、必要に応じて検討を行ってまいります。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保

護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 生活支援課

生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、市民の方に対して生活保護制度を周知するとともに、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関との連絡・連携体制の強化を図っております。

また、市民の方から生活に困窮しているなどの相談があった場合には、「保護のしおり」を用いて生活保護制度の概要を説明するとともに、相談者の状況を的確に把握したうえで、他法他施策の活用も含めた懇切丁寧な相談支援を行っているところでございます。

今後とも、支援を必要な方に確実に保護を行えるよう努めてまいります。

- 2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 生活支援課

市民の方から、生活に困窮しているなどの相談があった場合には、ケースワーカーが交代で相談業務を担当し、生活に困っている状況を相談者から聞き取り、生活保護制度の概要説明を行っております。

相談者から申請の意思が表明された場合には、申請書の交付、申請手続きの助言を行い、申請者から申請書を受理しております。

- 3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 生活支援課

生活保護の開始や変更、廃止などに際して送付している「保護決定(変更)通知書」、につきましては、分かりやすい書式であることが重要であると考えますが、それらの通知書等は生活保護システムから一斉に発行しておりますことから、その内容等を変更するには、システムの改築費が新たに必要となります。今後、生活保護システムの更新の際に、通知書等が分かりやすいものになるよう生活保護システム委託業者に対し、要望してまいりたいと考えております。

また、生活保護受給者から電話等で問い合わせがあった際には、通知書等の説明を行い、実際に支給される金額などをお知らせしております。

- 4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 生活支援課

本市では、平成31年4月から職員1名を増員し、17人のケースワーカーにより、生活保護業務に当たっているところです。現時点におきまして、社会福祉法第16条に規定しております標準数を満たした配置状況となっており、不足は生じていないところです。

- 5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 生活支援課

本市では、「修学旅行準備金に関するご案内」及び支給申請書を対象の全世帯に送付するとともに、ケースワーカーから説明を行い、制度の周知徹底を図っております。

- 6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 生活支援課

本市といたしましては、熱中症による健康被害は、生命に関わる重大な問題であると考え、エアコンの設置について近隣福祉事務所との協議を行い、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

なお、熱中症の注意喚起を行うため、これまで同様、ケースワーカーが電話連絡や訪問による熱中症予防についての声かけを行うとともに、エアコンを設置していない世帯につきましては、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付の利用を丁寧に案内してまいりたいと考えております。

- 7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 生活支援課

自立相談支援機関である久喜市社会福祉協議会と本市は、必要に応じて情報交換を行うなど緊密に連携しております。生活保護が必要であると判断される方は確実に福祉事務所につなぎ、逆に生活困窮者自立支援法の対象となる方については福祉事務所から久喜市社会福祉協議会に適切につないでおります。

連携にあたりましては、連携会議や支援調整会議において情報共有や役割分担を行っているほか、日常的にも必要な情報交換などにつきましては担当者間において随時行っているところでございます。

今後につきましても、本市と社会福祉協議会とで連携・協議を図りながら、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。